

生ごみの減量化に取り組みませんか

お知らせ

四万十町では、家庭から出る生ごみの減量化を目的とし、生ごみ処理容器などの購入に対する補助制度(予算の範囲内)を設けています。

補助金額

- ①生ごみ処理容器(コンポスト) 購入価格の1/2を上限とし最大 2,500円
- ②電気式生ごみ処理機 購入価格の1/2を上限とし最大25,000円

● 電気式の生ごみ処理機は、生ごみを乾燥処理し、可燃ごみの減量化と臭いの軽減に役立ちます。

補助対象条件

補助の対象となるのは以下の条件を満たす方で、1世帯につき1基が認められます。

- (1)四万十町内に住民票があり、居住している方
- (2)生ごみ処理機(容器)を常に良好な状態で維持管理すること
- (3)堆肥化および減量化された生ごみを自ら処理すること
- (4)故障などによる買い替えの場合は、前回の購入から5年以上経過していること



補助申請について

- ①購入前に申請が必要です
- ②申込の際は購入予定金額・メーカー名・型番が記載されているカタログなどを添付してください
- ③補助金には限度がありますので、規定数に達し次第締め切らせていただきます

申請・お問い合わせ先

環境水道課 ☎22-3119
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

小型特殊自動車(農耕作業用など)の登録はお済みですか？

お知らせ

小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象となります。所有している場合は、公道走行の有無に関わらず、市町村へ申告し、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。(※個人以外の集落や農業法人も対象です)

対象となる車両は大きく以下の2つに分かれます。

●乗用可能な農耕作業用自動車

トラクター、コンバイン、田植え機など

●その他の小型特殊自動車

フォークリフトや運搬車など

■申請に必要なもの

- ・申請書(税務課・各地域振興局にあります)
- ・届出者の本人確認書類
- ・登録する車両の、車名・型式・車台番号(製造番号)がわかるもの

※登録していない車両があった場合や、譲渡・廃車に伴う手続きをしていない場合は、各種手続きをお願いします

下の表の条件をすべて満たしている車両は小型特殊自動車に該当します。

ひとつでも当てはまらない場合は、大型特殊自動車となります。大型特殊自動車は固定資産税(償却資産)の課税対象です。

区分 項目	農耕作業用 (トラクターなど)	その他作業用 (フォークリフトなど)
全長	制限なし	4.7メートル以下
全幅	制限なし	1.7メートル以下
全高	制限なし	2.8メートル以下
最高時速	35キロメートル未満	15キロメートル以下

お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112